八代市社会福祉事業団行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　５年間（令和３年９月１日～令和８年８月３１日）

２．内　　容　　①計画　産前産後休暇並びに育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料や給付金等の制度の周知や情報提供の実施。

対策　・令和３年　９月～　法に基づく諸制度の確認
・令和３年１０月～　制度に関する研修会の実施（職員会議等）

②計画　有給休暇義務化の履行、取得しやすい環境整備。

対策　・令和３年　９月～　各事業所に有給取得状況を確認
２０１９年４月より有給休暇取得義務化であることを管理者並びに庶務担当者において、内容を再確認する。
・令和３年１０月～　職員会議等において、周知・取得徹底を図る。